

2 協議事項(2)：パイロットテストの実施方法等について

1 パイロットテストの概要

(1) 目的

令和8年度から実施するモデル事業のための**標準的な事務手順の確立**を目的として実施

(2) 期間

令和7年8月～10月末

※この期間に、健康診断を受診(又は予約申込み)する者の中から、対象者を拾い上げ、市町村の大腸がん検診を実施または予約受付

(この期間に予約申込みした者については、11月～12月に大腸がん検診を実施する想定)

※11月に実施結果取りまとめ、12月第3回検討委員会において報告

(3) 委託先

八戸西健診プラザ

(4) 委託先選定理由

事業所からの健康診断の受託件数が多く、周辺市町村の大腸がん検診に係る個別検診を一定数受託しており、これまでも個々の相談に応じて、健康診断と同日にがん検診の受診勧奨をしている実績を踏まえて選定

(5) 対象市町村

(八戸西健診プラザに健康増進法に基づく大腸がん検診(個別検診)を委託している市町村)

三沢市、むつ市、野辺地町、六戸町、おいらせ町、東通村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村

※八戸市は、個別検診の対象が、65歳以上または40～64歳の心身障がい者に限られることから除外

(6) パイロットテストにおける契約形態について

	発注者：県 受注者：八戸西健診プラザ	発注者：市町村 受注者：八戸西健診プラザ
委託業務内容	<p>○事務手順確立のために必要な + α の業務 (対象者の拾い上げに係る事務プロセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主健診申込時における加入保険組合の確認 ・事業主健診申込時に事業所における大腸がん検診実施の有無の確認 ・事業主健診申込時の市町村大腸がん検診の受診勧奨 ・市町村への申込受付状況の共有及び住民確認 (通常の個別検診で行っている確認方法を基本とする) <p>○検討委員会で検証するために必要な結果報告業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同日受診体制の試案に係る課題等の洗い出し <p>→参考指標として、事業受診率(※)、精検受診率、精検受診までの待機日数を把握</p> <p>※事業受診率とは 本事業の委託期間中に、八戸西健診プラザで健康診断のみ受ける予定だった者のうち、市町村の大腸がん検診受診につながった者の割合</p> <p>分子：パイロットテストにより拾い上げた対象者数(予約申込み分含む) 分母：委託期間中における八戸西健診プラザの健診予定者数(40歳以上でがん検診未予約の者の人数) ※予約枠の中でカウントが可能</p>	<p>○健康増進法に基づく健康増進事業として実施するがん検診のうち、大腸がん検診(個別検診)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(事業主健診問診票とともに)大腸がん検診の問診票、検査キット等を受診者に送付 ・(事業主健診実施日に)検体の回収 ・便潜血検査法による検査の実施 ・検診結果を受診者に送付 ・検診結果を市町村に報告 ・要精検者への受診勧奨 ・要精検者への検査機関紹介 ・精密検査結果の確認及び市町村に報告 ・精密検査未受診者への再受診勧奨 →市町村と連携して実施※連絡つかない人には市町村から連絡等 ・プロセス指標の把握 ・チェックリストの遵守
留意事項	・今後契約(7月中)	・既存の契約で対応 ※モデルによって拾い上げた受診者と、市町村の既存ルートで申し込んだ受診者とは、基本的に同じ取扱い

(7) パイロットテストにおける対象について

協会けんぽ青森支部に加入かつ生活習慣病予防健診未実施の事業所の従業員(被保険者)を基本とするが、同じ事務手順で拾い上げられる場合は、被扶養者や他の健康保険の被保険者(国民健康保険組合想定)であっても対象に含めてよい取扱いとする

(8) 巡回方式によるパイロットテスト

基本的には、検診機関の施設内において健康診断を実施する場合を想定しているが、巡回方式での健康診断においても、同様に拾い上げができるか、1～2社の協力を得て実施
(検診機関内で実施する場合との手順や手間を比較し、モデル構築のための検討材料の一つとする)

※対象事業所は、八戸西健診プラザにおいて、下北地区労働基準協会と相談の上候補を選定し、
県と協議の上決定することとしたい

(労働基準協会に加入している事業所は、生活習慣病予防健診未実施の事業所が多いという話であり、
1社50人～60人規模の会社を1、2社選定することを想定)